

使用済み天ぷら油等を回収します

ほとんどの家庭から出る使用済み天ぷら油は、捨てれば「ごみ」ですが、【資源】として回収すれば、肥料などに生まれ変わります。

ごみを減らし、資源として活かす。誰にでもできる、『ゼロカーボン』の取り組みです。

回収品目

植物性の油

- ・サラダ油
- ・コーン油
- ・ごま油
- ・紅花油 など

回収できないもの

- ・動物性油（ラード・バター等）や鉱物油（エンジンオイル等）
- ・ドレッシングなど、油以外のものが混ざったもの
- ・ドロドロしたものや薬品で固めたもの
- ・パーム油は対象となりません。

出し方

- ▼冷ましてから、天かす等の不純物を取り除き、ペットボトルに移し替え、しっかりフタを閉めてください。ペットボトルの大きさは自由です。（不純物は可能な限り全て取り除いてください。）
- ▼未使用（賞味期限や消費期限の切れたもの）の場合、開封したものはペットボトルに移し替えて、未開封のものはそのまま出してください。（ただし、缶、ビンの場合は、ペットボトルへ移し替えのうえお出しください。）

回収場所 / 日時

※休館日がありますので
ご注意ください。

- ▼蚕桑地区コミュニティセンター
11月6日（月）開館時～11月9日（木）正午まで
- ▼鮎貝地区コミュニティセンター
10月26日（木）午後1時～11月2日（木）正午まで
- ▼荒砥地区コミュニティセンター
11月6日（月）開館時～11月9日（木）正午まで
- ▼十王地区コミュニティセンター
11月2日（木）午後4時～11月9日（木）正午まで
- ▼鷹山地区コミュニティセンター
11月9日（木）午後4時～11月16日（木）正午まで
- ▼東根地区コミュニティセンター
11月9日（木）午後4時～11月16日（木）正午まで

リサイクルありがとう！

ご協力いただいた方に、ノベルティグッズを差し上げます。（油の数量に関わらず、お持込1回につき1個）

※油の持ち込みは、お住まいの地区以外のコミュニティセンターでも可能です！

【問い合わせ】白鷹町美しい郷づくり推進会議（事務局：町民課暮らし環境係） ☎ 85-6131



マイナンバーカードについてお知らせ

【問い合わせ】町民課戸籍年金係 ☎85-6129

受取はがきが届いたけれど、平日窓口にお越しになれない方はいませんか？

下記の日程で日曜日に役場窓口を開庁します。来庁の際は事前予約が必要です。

- ・期日：10月29日（日） 11月26日（日）
- ・時間：午前9時～11時30分 午後1時～3時

マイナンバーカードの申請をしませんか？

町民課窓口で随時受付しています。窓口に来ることが困難な方は、町民課戸籍年金係にご連絡いただきますとご自宅にお伺いし、マイナンバーカード申請のお手伝いをいたします。

※申請の時に写真を無料でお撮りいたします。 ※申請に要する時間は約15分です。

出来上がったマイナンバーカードは簡易書留で自宅へ郵送します。

■白鷹町地域応援券の配布について

地域にある事業所の応援や、物価上昇の影響を受けている町民の皆さまの生活支援を目的として、白鷹町地域応援券（商品券）を町民の皆さまにお配りします。

●対象者 基準日（令和5年9月30日）において白鷹町に住民登録をされている方。ただし、基準日以降に生まれた新生児の方も対象とします。

●配布内容 1人あたり5000円分（10000円×5枚）の応援券を11月23日までに世帯ごとに郵送します。（事前申込み不要です。）

※配送の都合上、宛名はカタカナ表記となります。
※基準日以降に生まれた新生児の方の応援券は、12月上旬以降に配布します。

●使用期間 令和5年11月24日（金）～令和6年1月31日（水）
【期間外は使用できません。】

■愛のかたち献血にご協力ください

●期日 11月24日（金）

●時間 午前9時30分～11時30分
午後1時～4時

●会場 白鷹町役場

※11月8日（水）から23日（木）の間に順次、町民の皆さまへの配達を予定しています。

配達ルートにより最大1週間ほど差がありますので、あらかじめご了承ください。

●使用できるお店 応援券に同封する「取扱事業所一覧」または、町ホームページでご確認ください。

※応援券は、おつりが出ませんので10000円以上のお支払の際にご利用ください。

※取扱事業所での商品購入やサービス提供に使用できませんが、一部使用できない商品等もありますので、詳しくは応援券の裏面でご確認ください。

【問い合わせ】

商工観光課
商工振興係

☎ 87-0696



応援券の詳細は▲コチラからご確認ください

【問い合わせ先】

健康福祉課 健康推進係

☎ 86-0210

下水道を使用するにあたってのお願い

下水道施設の管理に際し、異物混入によるマンホールポンプの故障や、雨天時の不明水の流入がみられます。下水道施設を良好な状態で長く使用するために、次のことにご留意ください。

- ①除菌シート、マスク、紙おむつ、衛生用品、ペーパータオル、下着等の異物を流さない。（マンホールポンプのつまりや故障の原因となります。）
- ②天ぷら油などの油類は流さない。
- ③三角コーナーなどを利用し生ごみや毛髪などを流さない。
- ④雨水を下水管に流さない。（汚水マスの蓋がはずれたり、破損によって雨水が流入していないかご確認をお願いします。）

—《町設置型合併処理浄化槽の申請を受付中です》—
令和6年3月までに町設置型合併処理浄化槽の設置を希望される方は、**12月15日（金）**までに申請してください。

※今年度に限らず、合併浄化槽の設置や単独浄化槽からの転換をお考えの方は下記担当までお問い合わせください。

【申し込み・問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎ 85-6138

上下水道課からのお知らせ

排水設備工事責任技術者登録更新のお知らせ

山形県下水道協会に登録されている責任技術者で、登録の有効期限が令和6年（平成36年）3月31日までの方は、現在所属している指定工事店所在地の市町村で更新手続きが必要です。

●必要な手続き

①登録更新の申請

②更新講習会の受講

●更新申請期間

11月1日（水）～11月30日（木）

※対象の方は必ず手続きくださるようお願いいたします。

【申し込み・問い合わせ】

上下水道課業務係 ☎ 85-6138